

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 NO.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ニッセイ・キャピタル株式会社
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 4 番 8 号ニッセイ永田町ビル
【報告義務発生日】	平成27年3月20日
【提出日】	平成27年3月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有比率 1 % 以上の変動

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ショーケース・ティービー
証券コード	3909
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 マザーズ市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ニッセイ・キャピタル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町2丁目4番8号ニッセイ永田町ビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成3年4月1日
代表者氏名	有馬 英二
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	ベンチャーキャピタル業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル ニッセイ・キャピタル株式会社 業務部長 北川 博之
電話番号	03(3501)6644

(2)【保有目的】

投資事業組合契約に基づく有価証券投資

(3)【重要提案行為等】

-

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0	0	0
新株予約権証券(株)	A 0	-	H 3,600
新株予約権付社債券(株)	B 0	-	I 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	K 0
株券信託受益証券	0	0	0
株券関連信託受益証券	E 0	0	L 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	M 0
他社株等転換株券	G 0	0	N 0
合計(株・口)	O 0	P 0	Q 3,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		3,600

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年3月19日現在)	V	1,493,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.24
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.26

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内 外 取引の 別	取得又 は 処分の 別	譲渡の相手方	単価
平成27年3月20日	普通株式	120,000	8.02	市場内	処分	市場内取引のため不明	5,077.9

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

金融証券取引法第27条の23第3項第2号の株式数は、当社が無限責任組合員であるニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合が保有する株式数です。

当社は野村證券株式会社（以下「主幹事会社」という）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始日）日（当日を含む）後90日目（平成27年6月16日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、ショーケース・ティービーの普通株式の売却等（ただし、その売却価格が発行価格又は売出価格の1.5倍以上あって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却を除く）を行わない旨合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	0
借入金額計（X）（千円）	0
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	平成26年9月30日において保有する新株予約権3,600株につき、無償取得いたしました。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	0

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		